

農地所有者・耕作者の皆様へ



農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として農地バンク経由になりました。

☆農地の貸し借り契約は農地バンク（農業振興公社）に
一本化されました。（注1）

令和5年4月1日農業経営基盤強化促進法改正に伴うものです。



農地所有者



耕作者

（注1）ただし、農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地バンク活用には各種メリットがあります



農地所有者のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる、等

耕作者のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる、等

※契約期間中、毎年農地所有者・耕作者には、賃借料の1%

（下限800円、上限8,000円）の手数料がかかります。

※賃借料は、原則金納のみとなります。



農地の貸し借りは
農地バンクへ

お問い合わせ先

福島県農業振興公社（農地バンク） Tel: 024-521-9843
新地町産業振興課農林水産係 Tel: 0244-62-2194
新地町農業委員会事務局 Tel: 0244-62-2195

※農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索

